

第21回世田谷区農業委員会総会

日：平成31年4月25日（木）

場所：三軒茶屋分庁舎5階会議室

第21回世田谷区農業委員会総会 会議録

開催日時：平成31年4月25日（木）午後3時から

開催場所：三軒茶屋分庁舎5階会議室

出席の委員：会長 高橋昌規、会長職務代理者 穴戸幸男、池亀宏、苅部嘉也、田中光男、橋本隆男、永井潔、山崎義清、高橋敏昭、佐藤満秀、上野博、渡邊武彦、森安一、三田浩司、高橋良治、佐藤治雄、山崎節彌、諸星養一、菅沼つとむ

欠席の委員：田中宏和、真鍋よしゆき

出席の職員：事務長 江頭勝、事務次長 伊藤幸浩、主事 湯本由美、主事 會田航、主事 関智秋

午後 3 時 4 分開会

事務局 皆さん、こんにちは。定刻を少し過ぎてしまいましたが、ただいまより第21回世田谷区農業委員会総会を開催いたします。

(資料確認、会長挨拶)

高橋会長 審議に入ります前に、本日の欠席は田中宏和委員と真鍋よしゆき委員で、菅沼委員と、高橋良治委員はもう少しで来ることになっています。委員の過半数は出席していますので、総会が成立していることを報告いたします。

次に、署名委員ですが、池亀委員と苅部委員、よろしく願いいたします。

それでは、次第 4 の議案の審議に入ります。

本日は(1)の第 1 号議案がございます。農地法第 3 条に基づく許可申請についてを 1 件上程いたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、事務局から説明させていただきます。資料No.1の農地法第 3 条に基づく許可申請について、本日 1 件ございますので、ご審議をよろしく願いいたします。

本題に入らせていただく前に、ページをおめくりいただきまして16ページをご覧くださいと思います。農地法第 3 条の許可申請につきましては、農地を農地として所有権等の移転を行うという部分が挙げられます。まずは簡単に根拠法令から説明させていただきます。本日の審議に入らせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、一番上の下線部の条文から簡単に読ませていただきます。第 3 条、農地または採草放牧地について所有権を移転し、または地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権もしくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、もしくは移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。つまり、農業委員の皆様にご審議いただくということが第 3 条に掲げられています。こちらが第 3 条第 1 項の条文でございます。

続きまして、17ページをご覧くださいと思います。真ん中の下線部、第 2 項、ここにある前項というのは先程申し上げた第 1 項のことでございます。前項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。ただし、第 1 号、第 2 号、第 4 号及び第 5 号に掲げる場合において政令で定める相当の事由があるときは、この限りではない。つまり、相当の事由があるときは許可することができるということになります。そ

の下の第1号から第5号、また、18ページの第6号から第7号までの要件があります。こちらにつきましては、15ページに表でまとめたものがございますので、これから説明させていただきますと思います。

15ページ、A3判の大きな紙になります。こちらの表につきましては、調査をしていただきました永井潔委員からのご報告の際にもご覧いただければと思います。では、農地法第3条の規定による許可申請の調査書の見方について説明させていただきます。まず、表の一番左側の縦書きに農地法第3条第2項とあります。その右に、号で言うところで第1号から第7号までございます。こちらとその右隣りの要件、内容という欄につきましては、先程触れました17、18ページにある農地法第3条第2項の第1号から第7号の条文をまとめたというふうにご理解いただければと思います。右隣りに移りますと、該当の有無という欄があります。その上の矢印の四角の枠のところをご覧いただきますと、米印、以下の各号に該当する場合、つまり、有に丸がしてある場合については不許可相当、要は許可してはならないと書いてあります。そして、表の一番右側の欄、「該当有の場合の但書」の部分の米印「いずれかに該当すれば許可相当」と書いてありますけれども、該当有無の部分で該当有となり、不許可相当であったとしても、その下の四角の項目の内1つでも該当していれば許可相当になる、つまり、認められるということでございます。こちらに基づきまして、後程皆様にお諮りさせていただきたいというところでございます。

それでは、本題に入らせていただきます。

1枚目の資料No.1にお戻りいただければと思います。第1号議案農地法第3条に基づく許可申請についてでございます。

受付番号31-3-1。

(事務局より、申請人、申請地などについて説明)

事務局からの説明は以上でございます。

高橋会長 それでは、この件を調査されました永井潔委員、調査結果の報告をお願いいたします。

永井委員 それでは報告させていただきます。4月18日、事務局3名と調査をしてまいりました。

本件につきましては、 さんから さんへの農地の所有権を移すために申請があったものでございます。対象農地は隣り合った2筆で宅地化農地であり、現在は、先程報告がございましたが、区民農園として区が使用貸借している農地でございます。 さんが

譲り受けた後は、数年間は現状のまま区民農園として継続し、後継者の技術向上がなされた状況を見て、区との区民農園の契約を終了し、後継者が さんとともに当該地にて営農を行っていき、生産緑地指定を受けられたいとのご意向でございます。

それでは、農地法第3条許可の審査項目について、調査表に基づいて以下、ご報告いたします。項目に1つでも該当するものがあれば不許可となります。

まず、第1号につきましては、後程申し上げます。第2号、農地所有適格法人以外の法人が農地を取得する場合、第3号、信託の引き受けによる権利取得の場合、以上2点については該当いたしません。次に、第4号、常時従事要件、これは権利を取得する者またはその世帯員の従事日数が原則150日以上なければならないというものでございますが、さんの営業従事日数については 日でしたので、十分に認められます。第5号についても後程申し上げます。第6号、所有権以外の権限で耕作している者が転貸しようとする場合、また、第7号、周辺地域の農地の利用に支障が生じると認められる場合、これら2点についても該当いたしません。

最後に戻りまして、第1号、権利取得者またはその世帯員が効率的に利用していない場合、有に該当するため、不許可となります。また、今回の農地は区民農園用地に含まれることにより、所有者が農地を有効的に利用できないと解釈されますが、第1号要件の場合、右側、農地法施行令第2条第1項第2号イ及びロに該当すると認められる場合には例外的に許可相当となります。現在、所有の農地を効率的に利用していくと認められること、また、区民農園使用貸借期間満了後、譲受人である さんが後継者とともに営農を行っていく予定であることから、例外に該当すると判断いたしました。

第5号、権利取得後の農地面積が30aに達しない場合も有に該当するため、不許可となります。今回の さんの申請によれば、権利取得後の農地面積が aのため、下限面積を下回っております。ただし、調査表にお戻りいただきまして、第5号要件の右側、農地法施行令第2条第3項第1号として、先程条文で説明したとおり、耕作の事業が草花等の栽培でその経営が集約的に行われるものであると認められる場合には、例外的に許可相当となります。今回、 さんから作付計画の提出があり、調査時にも野菜を栽培し、数種類の野菜については複数回栽培することで実質30a以上の作付を確保する予定だと伺っておりますので、この例外に該当すると判断いたしました。

以上でございます。

高橋会長 ありがとうございます。この件につきまして意見がございましたら、願

いたします。意見がないようですので、採決させていただきたいと思います。

許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。全員賛成のようですので、許可することといたします。

以上で、第1号議案農地法第3条に基づく許可申請についての審議は終了いたします。

次に、(2)の第2号議案農地法に基づく転用届出等についてを上程いたします。

第2号議案は全て専決処理となっておりますので、報告のみとさせていただきます。

転用届出等の内訳ですが、農地法第4条が5件、農地法第5条が5件となっております。

それでは、事務局から報告願います。

事務局 それでは、事務局から報告させていただきます。お手元の資料No.2をご覧ください。

第2号議案農地法第4条に基づく転用届出等について。

全件専決処理のため報告のみとさせていただきます。

受付番号30-4-17。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

1枚おめくりいただきまして、資料No.2-2でございます。

受付番号30-4-18。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

続きまして、資料No.2-3に移らせていただきます。

受付番号30-4-19。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

1枚おめくりいただきまして、資料No.2-4でございます。

受付番号30-4-20。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

続きまして、資料No.2-5に移らせていただきます。

受付番号31-4-1。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

続きまして、今度は、資料No.3-1に移らせていただきます。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について、全件専決処理のため、報告のみとさせていただきます。

受付番号30-5-25。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

1枚おめくりいただきまして、資料No.3-2でございます。

受付番号30-5-26。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

続きまして、資料No.3-3に移らせていただきます。

受付番号30-5-27。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

1枚おめくりいただきまして、資料No.3-4に移らせていただきます。

受付番号30-5-28。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

続きまして、資料No.3-5に移らせていただきます。

受付番号30-5-29。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

事務局からは以上でございます。

高橋会長 質問がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 それでは、質問がないようですので、第2号議案は終了いたします。

次に、(3)の第3号議案、その他の事項についてを上程いたします。

引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてが9件、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてが2件ございます。

それでは、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてを審議いたします。9件ございますので、順に審議いたします。

それでは、1件目を事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.4-1をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、届出人、届出地などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 この件について調査されました田中宏和委員ですが、本日欠席されているため、事務局から調査結果の代読をお願いいたします。

事務局 それでは、事務局から調査結果の代読をさせていただきます。

4月18日、事務局3名と現地に伺いました。 さん立ち会いのもと調査いたしました。申請者の さんは病気を患っており、作業は さんが行っているとのこと。畑はクリ畑で、 年程前に植え始めたばかりで、剪定等、 さんの指導のもと行っている。去年は約 キロ収穫、販売したとのこと。防草シートを敷いているので肥培管理は良好でした。

以上になります。

高橋会長 ありがとうございます。ご意見がありましたら、お願いいたします。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

高橋会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。それでは、証明書を発行することといたします。

次に、2件目を事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.4-2をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

事務局からは以上でございます。

高橋会長 では、調査されました池亀委員、結果の報告をお願いいたします。

池亀委員 平成31年4月17日、事務局3名とともに現地に赴きました。立ち会いは相続人の さんでございまして、道路から手前が宅地化農地になっていまして、その奥がこの生産緑地になっていて、ここに書いてあるとおりに、 m²の内の 分の を農地相続をしているということで、現地はクリが植わっていまして、肥培管理等、下の方もきれいに草刈り等を済ませておりまして、クリの木も 年近くたっているそうなので、今はもう量的にも余りとれないみたいなので、販売先等は家族なり近所の人ぐらいの量しか今はとれないとのことでございます。

以上でございます。

高橋会長 ありがとうございます。ご意見がございましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 ないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。全員賛成のようですので、証明書を発行することといたします。

それでは、3件目を事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.4 - 3をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

事務局からは以上でございます。

高橋会長 それでは、調査されました森委員、結果の報告をお願いいたします。

森委員 報告をいたします。4月18日木曜日、 さん立ち会いのもと、事務局3名とともに調査いたしました。農業経営は相続人の さん本人が行っています。 さんの畑は野菜畑と植木畑に分けられており、野菜畑では現時点でジャガイモと分けつネギが植えられていました。4月中旬から下旬にかけてトマト、キュウリ、ナス等の夏野菜苗を定植されるそうです。植木畑はサツキ、ドウダンツツジ、ツツジ、アセビ等、販売用として植えられていました。野菜の販売方法は全て予約での販売です。植木の販売は専門業者に販売されています。肥培管理については、除草、植木の手入れはしっかりされており、肥培管理は良好でした。

以上です。

高橋会長 ありがとうございます。ご意見がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 では、ないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。全員賛成のようですので、証明書を発行することといたします。

次に、4件目を説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.4 - 4をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

事務局からは以上でございます。

高橋会長 田中宏和委員が欠席されておりますので、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、事務局から調査結果の代読をさせていただきます。

4月18日、事務局3名と現地に伺いました。ご本人立ち会いのもと調査いたしました。農作業は本人と さんで行っている。また、週に一、二回アルバイトが来ている。この方がとても仕事を熱心にやってくれている。栽培品目はタマネギ、キャベツ、レタス、キュウリ、トマト、ナス等、多品目で、販売方法は自宅にある自動販売機にてほぼ売り切っているとのこと。畑はとても広いが、ハウスが 分の で、とても肥培管理は良好でありました。余談ですが、ご本人がとても高齢なので、体には十分気をつけてもらいたいですとのことでございます。

以上でございます。

高橋会長 ありがとうございます。ご意見がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 それでは、ないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。全員賛成のようですので、証明書を発行することといたします。

次に、5件目を事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.4 - 5をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

事務局からは以上でございます。

高橋会長 それでは、調査されました佐藤満秀委員、結果の報告をお願いいたします。

佐藤(満)委員 では報告させていただきます。 さんの圃場は自宅から メートルぐらい離れた場所にあります。圃場は一面の地続きの畑でございますけれども、 筆に分かれております。4月17日の午前11時30分ぐらいから、現地の生産緑地の現状及び農産物の生産、販売及び肥培管理等につき確認、または聞き取り調査を実施いたしました。対

応された方は、申請者である さん、そして さんの2名で対応していただきました。事務局3名と私佐藤の4名で対応いたしました。農産物は、鉢植え、ポット植えの、俗に下草と呼ばれるものが生産物全体の 分の を占め、残りの 分の は自家消費用の旬野菜の栽培に充てられていました。農業経営は、申請者と さん、 さん、それとパートが1名。パートさんは、半日で週に3日という労働の状態でした。労働日数は年間約 日という、かなり頑張っておられるような形でした。下草の販売はほとんどが仲買人の販売によるものということでした。肥培管理は徹底されており、全く問題ないと判断いたしました。必要以外の資材の放置もなく、ビニールハウス以外の余計な建物も全くないというような状況です。総合的に見て、今回の証明申請については問題がないと判断したいと思います。

以上です。

高橋会長 ありがとうございます。それでは、ご意見がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 ないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。全員賛成のようですので、証明書を発行することといたします。

次に、6件目を説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.4 - 6をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 では、調査されました池亀委員、結果の報告をお願いいたします。

池亀委員 平成31年4月17日に事務局3名とともに現地に参りました。立ち会いは相続人の さんに立ち会っていただきまして、土地が 力所で、全部で m^2 、このほかに宅地化農地ももう1カ所ありまして、私どもの地区でも今一番農地は多いんじゃないかと思えますけれども、肥培管理は本当、驚くぐらい草もなくきれいでありまして、作物はダイコンとネギの残りが若干あるほかは、畝ってありまして、きれいになっておりました。

これから夏野菜等を仕込む予定だということでございます。労働の方は さんご夫婦と、さんご夫婦と4名でやっておるとのことでございます。販売先につきましては、市場出荷と世田谷区の学校給食の方にほとんど販売をして処理しているような状態で、非常に良好で立派な畑だと思います。

以上でございます。

高橋会長 ありがとうございます。ご意見がございましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 それでは、意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。全員賛成のようですので、証明書を発行することといたします。

次に、7件目を説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.4-7をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

事務局以上でございます。

高橋会長 それでは、調査されました田中光男委員、調査結果の報告をお願いいたします。

田中(光)委員 4月17日、事務局3名と立ち会いいたしまして、さん立ち会いのもと、行ってまいりました。主に、切り花と野菜をやっているんですけども、切り花が6割、野菜が4割、それで主にファーマーズマーケットに出荷しております。あと、一部野菜を庭先で少し売っている状況です。肥培管理は、防草シートも敷いて、かなりきれいで問題はありませんでした。

以上です。

高橋会長 ありがとうございます。意見がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 ないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。それでは、証明書を発行することといたします。

次に、8件目を事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.4-8をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

事務局からは以上でございます。

高橋会長 それでは、調査されました渡邊委員、調査結果の報告をお願いいたします。

渡邊委員 4月17日に事務局3名とともに、相続人の さんにお会いしまして、調査をしてまいりました。今、事務局からお話ございましたように、 分の の持ち分は、今説明されたので皆さん理解いただかれたと思うんですけども、今お話がありました、昨年8月にご主人の分を相続されまして、今、 さんが全て所有ということのようでございます。

昨年の8月の調査のときの聴取内容でほとんどがカバーされてしまうと思うんですけども、まず、 さんはかなり高齢なものですから、昨年も申し上げましたように、もう何十年来の使用人の男性の方がいらっしゃいまして、 さんの指示でその使用人の方が主に畑の方の作業を行われております。それだけではちょっと人数が足りないので、常時、会員さんとかボランティアの方数名が毎日のように畑を手伝われているということです。

伺ったときに、野菜の方はちょうど切りかえといたしますか、苗床が準備されていまして、連休前ですから、もう今の時期だと思うんですけども、一通りの夏野菜を植えられるということで、これらの苗につきましては全く自前で、ハウスで冬場から育てられているということです。この つの内の自宅の近辺の 力所が植木畑、数百メートル離れたところの 力所が野菜畑、この 力所の所有なんですけれども、植木畑の方につきましては、植木の剪定はきれいにされているんですけども、下草が一部かなり茂っている状態だったんです。お聞きしましたら、ちょうど草刈りの刈り払い機が故障中で作業ができていないということで、機械が直りましたら下草の方は処理されるとおっしゃっていました。

販売につきまして、昨年も申し上げましたけれども、お聞きした限りで の会員がいらっしゃるということで、そこへ さんが梱包等の作業をされまして、ちょいちょい配送されているということです。販売につきましては、全てそういった会員向けということです。あと、野菜畑の方につきましては、肥培管理もかなり良好で、草もほとんどない状態でした。

以上です。

高橋会長 ありがとうございます。ご意見がありましたら、お願いいたします。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

高橋会長 それでは、証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。証明書を発行することといたします。

最後になります。9件目を説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.4-9をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

事務局からは以上でございます。

高橋会長 では、調査されました渡邊武彦委員、結果の報告をお願いいたします。

渡邊委員 同じく4月17日に事務局3名と調査に行っていました。立ち会いは相続人の さんの さん、その方にお話を伺ってきました。まず面積の件で、納税猶予分というのは m²なんですけれども、この さんのところはトータルでのお話になりますけれども、約 反農地を所有されていまして、この納税猶予地は本当に一部です。農地としてはブドウがメインで、約 分の はブドウ畑で、それ以外にハウスが 棟ございまして、冬場はイチゴのもぎ取りといいですか、イチゴの販売なんかもされております。そのイチゴが終わられた後は、夏野菜もかなりの量をハウス4棟で行っておりまして、販売につきましては、当然ブドウとイチゴはそういったもぎ取り販売ということで、野菜につきましては庭先での販売がメインになるんです。あと、多角経営をやっておりまして、レストランもやっているんです。そちらで自家製の野菜をかなり使われております。

余談なんですけれども、この というのは非常に湧き水が豊富なところなんです。もう少し先の話なんでしょうけれども、湧き水を使った湧き水用の野菜 ワサビじゃないようなことをおっしゃっていたんですけれども を今後、手がけられて、その湧き水の通路に石を敷かなければいけないというようなお話をされていましたが、それは税務署等の相談なんかも行ってくれということはちょっとお伝えしておきました。

肥培管理につきましては、特に問題ございませんでした。湧き水が豊富というのは、ちょうど崖っ縁に面しているんです。崖っ縁というと表現が悪いんですけれども、そこは竹

山になっていまして、タケノコもそこそこの量を販売されているようです。

以上で終わります。

高橋会長 ご意見ありましたら、お願いいたします。

高橋（良）委員 所有している農地が 反あるのに、納税猶予を受けているのは m^2 だけというのはどのようないきさつでしょうか。生産緑地の面積要件500 m^2 に満たしていないようですが。

渡邊委員 今回の分は さんから相続された分です。それ以外に別の方から相続された農地もあります。

事務局 この区域については、生産緑地の区域としては500 m^2 以上あるところですが。その内の納税猶予を受けているところは、今回の申請部分ということになります。

高橋会長 他の部分は、 さんがもともと所有していたものだと思うんですよ。さんの名義の農地だったんじゃないんですか。

池亀委員 要するに、この 番 に隣接している土地も含めて生産緑地になっているということですね。

山崎（節）委員 さんが亡くなった後、この部分だけ名義を変えたという話じゃないんですか。今回の申請人名義にしたということじゃないんですか。

高橋会長 さんが持っている以上は納税猶予を受ける必要はないですから、ご本人ですから。

高橋（良）委員 そういうことですよ。今持っていれば。

高橋会長 昔、うんと昔に生産緑地に指定されたんだと思います。 さんが所帯を持たれたときかはちょっと分かりませんが。

高橋（良）委員 何か、途中がなくなってこれだけしか残っていないということなんですか。それを さんが継いだということなんですか。

池亀委員 相続をどういうふうにするかは、私が調査したさっきのもののように 分のだけ農地相続しているのもある。それはその家々の考え方があっての話だから、私たちが問題にするのは、500 m^2 に満たないものは生産緑地の申請ができないんだから、要は、事務局の説明は、 番 に隣接して500 m^2 になっているかなっていないかだけを言っていたければ、それがなっていれば、私どもは何も言うことはないです。

高橋会長 よろしいでしょうか。それでは、意見がないようですので、証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

それでは、1件目を事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.5-1をご覧ください。第3号議案生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

事務局からは以上でございます。

高橋会長 それでは、調査されました森委員、調査結果の報告をお願いいたします。

森委員 報告いたします。現状の畑は野菜畑で、栽培した野菜はネギが二、三さく植えられていました。畑の近くには無人販売所があり、そこで全部販売していたとのこと。ネギが植えられている以外は更地で、草は多少生えている程度でした。主たる従事者としての亡くなられた さんは長いこと病弱でありましたので、余り農作業はできなかったのですが、体の調子がよいときはいろいろと経験を指導という形で農作業に参加していました。ほとんどは さんが農作業を行っていたとのこと。また、小作関係、あるいは、申請地に係る紛争等、こういったことは一切ありませんでした。

以上です。

高橋会長 ありがとうございます。ご意見がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 では、意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。それでは、証明書を発行することといたします。

2件目を事務局からお願いいたします。

事務局 それでは、お手元の資料No.5-2をご覧ください。第3号議案生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

事務局からは以上でございます。

高橋会長 では、調査されました高橋良治委員、結果の報告をお願いいたします。

高橋(良)委員 4月15日、4時から4時半ぐらいの間で、本人と農協の職員1名の立ち会いのもと、現地調査を行ってまいりました。この畑はまだやっている最中で、きれいな部分、それから作っている部分とありましたけれども、管理はしっかり行き届いている

ような畑でした。まず、亡くなった方が主たる従事者であったことについてということで、実際には、病院に行かれたりとかの状況ですが、直前まで、　　さんに指示をして畑の方はやっていたということです。それから小作関係についてはないということです。それから、申請地に係る紛争についてもないということでした。あとは特にありません。それから、実際にこの　　㎡ということをやっているんですけども、これから相続とか、いろいろなことがあると思うので、できるだけもうちょっと削って少なくして、農地を多く残すような方向で進んでいきたいということでしたけれども、主たる従事者の調査ということでは、一応この面積を出しますということで聞いておきました。

以上です。

高橋会長　ありがとうございました。ご意見がありましたら、お願いいたします。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

高橋会長　では、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長　ありがとうございました。全員賛成のようですので、証明書を発行することといたします。

以上で生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についての審議は終わります。

これをもちまして、第3号議案の審議を終了いたします。

続きまして、次第5の協議事項に移ります。

農業委員辞職の承認についてです。協議いたします。

本日、諸星養一委員より、一身上の都合との理由で辞職願が提出されております。農業委員会等に関する法律第16条により、農業委員の辞職に当たっては、農業委員会の同意が必要となっております。つきましては、皆様にお諮りいたします。諸星委員の辞職を承認することに異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

高橋会長　それでは、異議なしを認め、諸星委員の辞職を同意することに決定いたしました。なお、今後は区長に対しまして、諸星委員の辞職を報告するとともに、後任委員の選任を依頼いたします。大変ご苦労さまでございました。それでは、諸星委員、ご挨拶を

お願いいたします。

(諸星委員 あいさつ)

高橋会長 どうもありがとうございました。ぜひほかでご活躍下さい。ありがとうございました。ご苦労さまでした。

続きまして、(2)の平成31(2019)年度6月の総会日程(案)についてを協議いたします。

事務局から説明願います。

事務局 お手元の資料No.6、平成31(2019)年度世田谷区農業委員会総会日程について(案)をご覧ください。

次回の総会開催日時につきましては、5月21日火曜日午後3時から、会場は区役所第2庁舎5階第5委員会室にて開催されることが決定しております。

6月の開催日時につきましては、6月28日金曜日午後3時から、会場は同じく区役所第2庁舎5階第5委員会室の予定となっております。ご確認をお願いいたします。

高橋会長 それでは、6月の開催日時について原案のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

高橋会長 では、開催案のとおりに決定いたします。

次に、(3)の生産緑地の取得のあっせん依頼についてを協議します。

事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.7をご覧ください。生産緑地の取得のあっせん依頼についてでございます。

本件につきましては、前回、3月28日に開催されました第20回農業委員会総会にて、主たる従事者証明について農業委員の皆様にご審議いただき、問題ないということで証明書を発行した件でございます。翌開庁日の3月29日付で買い取り申し出を受理し、東京都や世田谷区に照会をかけましたが、買い取り申し出はなしという結論が出たところで、今回、農業従事者の皆様にあっせんのご案内をする次第でございます。

(事務局より、あっせん内容などについて報告)

事務局からは以上でございます。

高橋会長 ご質問がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 ないようですので、この件は終了といたします。

以上で、協議事項は終了いたします。

続きまして、次第6の報告事項に移ります。

(1)から(2)について、事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.8をご覧ください。4月13日に開催されました第128回世田谷の花展覧会特別賞入賞者一覧のご報告でございます。

今回におきましても、多数のご出品をいただいた農家の皆様、ありがとうございました。その中で、今回、一覧ということでご報告させていただきます。

なお、入賞者につきましては、8月20日の火曜日、区役所第3庁舎ブライツホールにて開催される表彰式にて表彰される予定でございます。世田谷区農業委員会会長賞につきましては、高橋会長に授与のご協力をよろしくお願いいたします。

続きまして、今度は資料No.9に移らせていただきます。平成31(2019)年度世田谷区農業委員会活動計画のご報告でございます。

昨年12月26日の水曜日に開催されました第5回農業委員会総会にて案としてお諮りした件でございます。今年2月に発行されました営農だよりにおいて本案を掲載する中で、一般の農家さんに意見を求めた結果、計画どおりに決定いたしましたことをご報告させていただきます。内容についてはご確認いただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

事務局からは以上でございます。

高橋会長 質問がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 質問がないようですので、この件は終了いたします。

以上で本日の予定案件は全て終了いたしました。

その他、全般的な事項で意見がありましたらお願いいたします。質問でも結構です。

(「なし」の声あり)

高橋会長 特にないようですので、本日の農業委員会総会、平成年度最後の総会を終了いたします。

それでは、宍戸会長職務代理より閉会のご挨拶をお願いいたします。

(宍戸会長職務代理者 あいさつ)

午後4時27分閉会